

青環保第1118号
令和7年2月10日

PCB廃棄物収集運搬許可業者 殿

青森県環境エネルギー部環境保全課長
(公印省略)

低濃度PCB廃棄物について（通知）

県のPCB廃棄物行政の推進につきまして、日頃から御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分期限は、PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特措法」という。）において令和9年3月31日までとなっておりますが、環境省から、下記のとおり案内があったのでお知らせします。

低濃度PCB廃棄物の収集運搬の依頼があった際、本件について依頼者に周知くださるようお願いいたします。

記

○ 低濃度PCB廃棄物処理等の支援

低濃度PCB廃棄物の処理に係る分析費及び処理費（収集運搬、漏えい防止措置、処分）について、令和7年4月1日から助成が開始されます。（詳細は、別紙及びチラシを参照ください。）

※本支援の御不明点については、下記問い合わせ先に御確認ください。

【問い合わせ先（令和7年3月1日開設予定）】

（公財）産業廃棄物処理事業振興財団 低濃度PCB助成金コールセンター
電話番号：098-995-7100

E-mail：joseikin@sanpainet.or.jp

【担当】

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県環境エネルギー部環境保全課
県境再生・PCB廃棄物対策グループ 主査 柴田 悠司
電話 017-734-9584(直通) F A X 017-734-8081
メール：pcb@pref.aomori.lg.j

1. 低濃度PCB廃棄物処理等の支援について（施行時期：令和7年4月1日）

(1) 執行団体

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

(2) 助成金の交付対象者について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社が実施している「中小企業者等軽減制度」※の対象者と同じ。

※中小企業者等軽減制度 URL

https://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html

(3) 助成金の交付額について

以下の各対象経費に対し、100分の50に相当する額とする。

① 分析（試料採取費含む。）

対象経費：低濃度PCBに汚染されているおそれのある電気機器（高濃度PCB及び安定器を除く。）に使用されている絶縁油及び電気機器由来のPCBが染み込みまたは付着したおそれのある木くずやウェス等の汚染物が低濃度PCBであるかどうかを把握するために行う試料採取及び分析※に要する経費。

※告示で示された検定方法や環境省が監修するマニュアル・ガイドラインに基づくものに限る。

上限額：1検体あたり10,000円。

② 収集・運搬（漏えい防止措置を含む）

対象経費：低濃度PCB廃棄物となった低濃度PCB絶縁油並びに低濃度PCB絶縁油が封入された容器及び電気機器等（高濃度PCB及び安定器を除く。）の収集・運搬（積み込み・積下しを含む）に要する経費及び漏えい防止に要する経費。

上限額：以下の表のとおり。

種類等		円/台・缶・式
収集運搬 (積み込み・ 積下しを 含む)	低濃度PCB汚染廃電気機器	192,500円/台
	小型機器・その他(ドラム缶)	75,000円/缶
	小型機器・その他(ペール缶)	73,500円/缶
漏えい防止措置		50,000円/台・式

注1) 低濃度PCB廃棄物が2以上ある場合は、その種類ごとの額に数量を乗じ

た額を合計した額を助成限度額とする。

注2) 漏えい防止措置が必要な低濃度PCB廃棄物が2以上ある場合は、そのそれぞれに対し助成限度額を適用するものとする。

③ 処分

対象経費：低濃度PCB廃棄物となった低濃度PCB絶縁油並びに低濃度PCB絶縁油が封入された容器及び電気機器等（高濃度PCB及び安定器を除く。）の処分に要する経費。ただし、当該経費は標準処分単価により算出された額又は申請者が申請してきた額のいずれか低い方の額とする。

標準処分単価：以下の表のとおり

種類	単価
低濃度 PCB 汚染廃電気機器	1,000 円/kg
低濃度 PCB 含有廃油	200 円/kg
その他汚染物	900 円/kg